

市民税・県民税特別徴収に係る納期特例の要件に該当しなくなったことの届出書

令和 年 月 日 八 街 市 長 宛	申 請 者	所在地			特別徴収義務者 指 定 番 号				
		名 称			担 当 者	係			
		代表者				氏名			
					電 話	()	—		
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の特例の要件に該当しなくなったため、次のとおり届け出ます。									
この届出書を提出する日における給与等の支給人員	人				※市処理欄	課長	班長	班 員	
給与等の支払を受ける者の数が 常時10人未満でなくなった理由等									
注意事項 1 この届出書を提出した場合は、その提出の日の属する納期の特例の期間から地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の効力が失われることとなります。 2 この届出書を提出した場合は、その提出の日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうち、その提出の日の属する月以前の各月に特別徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月10日までに納付し、その後の各月に特別徴収した税額は、翌月10日までに納付していただくこととなります。(ただし、翌月10日が金融期間及びゆうちょ銀行・郵便局の休業日にあたる場合は、10日以降の最初の営業日となります。)									